

国際課税委員会第97回議事録

2017年第1回目の国際課税委員会は1月5日、財務省主税局参事官室池田さんから、「平成29年度税制改正のうち国際課税関係の事項について」ご説明をいただき議論を行いました。資料は別添です。

池田さんの説明は以下のとおり。

- ・29年度改正で国際課税関係は大きな話題になり、大綱に今後の方向も書き込まれるところとなった。国際課税制度の重要性が認識されたということだろう。
- ・今回のCFC税制の見直しは、グローバル経済と日本経済との関係の大きな変化を踏まえ、日本がリードしてBEPS合意事項を実施(法案化)していこうということ。経済活動と税の支払われる場所とを一致させ、企業の健全な海外展開を支援しつつ租税回避を効果的に抑制するという両にらみの改正である。
- ・情報交換ネットワークの拡大と強化により実効性を高めていく。
- ・29年度改正の目玉というべきはCFC税制。トリガー税率という概念をなくし、企業の実態があるかどうかにより判定できるような抜本的改正を行った。その際、企業の事務負担にも配慮し、制度適用免除基準を導入することとした。また、これまでオーバーインクルージョンとなっていたリースなどを外すこととした。
- ・今後中期的に取り組む事項としては、移転価格税制は、所得相応性基準の導入を含めた検討。過大支払利子税制の見直し。タックスプランニングの義務的開示制度の「導入の可否」の検討、の3つがあげられる。

これに対して参加者から、以下の議論あり。

- ・経済活動基準という名前に変更された理由は。
- ・法律の簡素化に努めてほしい。
- ・現在とどの程度事務負担の増減があるのかは、今後細部の決定を見る必要がある。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。